

大宮守友 提出 学位申請論文

「近世の畿内と奈良奉行」 審査要旨

論文の内容の要旨

本論文は、江戸幕府遠国奉行の一つである奈良奉行が、大和において古代以来の伝統を持つ大寺社など伝統な勢力と対峙しながら、支配を確立していく様相を論じ、また寺社領・小藩領・幕領など錯綜した地域のなかで、個別領主権を超えた広域的支配を実現していく姿を考察した論考である。本書は、序章と三部十四章および終章から構成される。第一部「初期徳川政権と奈良地域」は、第一章「徳川政権と大和の寺社」、第二章「奈良の屋地子免許」、第三章「正倉院の修理と春日社の造営」、第四章「近世初期の中坊屋敷」、第五章「大久保長安下代衆と

春日社・興福寺」からなる。第二部「奈良奉行の成立と展開」は、第一章「中坊氏の登用」、第二章「八人衆体制下の奈良奉行」、第三章「寛文・延宝期の奈良奉行」、第四章「元禄・宝永期の奈良奉行」、第五章「奈良奉行所絵図について」からなる。第三部「奈良奉行支配の諸相」は、第一章「奈良奉行と春日若宮祭礼」、第二章「奈良奉行と宇陀松山藩」、第三章「奈良奉行の触伝達について」、第四章「奈良奉行と勘当・旧離願」から構成される。

序章は、戦後の研究史を整理し、畿内の地理的政治的な位置、畿内非領国論、国郡制、広域的な行政、幕府の奉行所の機能と訴願処理システムなどの視点から近世畿内の支配を中心とした研究が進展したことを論じ、本研究の課題を設定している。

第一部は五章からなり、豊臣政権から初期徳川政権への移行の中で、各政権が奈良・大和地域において実施した諸政策を考察している。第一章では、関ヶ原合戦直後の大和における徳川氏の寺社領寄進の特色を、五大老筆頭としての徳川家

康の立場に留意し、豊臣政権と比較し検討している。第二章では、天正期以降に次第に免除されていた奈良町の屋地子について、慶長期を中心に寺社の構造や職人の存在形態を分析し、その規模と性格を描き出している。第三章では、慶長七年に徳川家康によって正倉院が開封されたときの蘭奢待切取の風聞について検討し、そのちに宝物の修理が行われる過程、豊臣氏が畿内の寺社を積極的に造営する中で、徳川氏が春日社の造営を進めていく事情を考察している。第四章は、戦国末期に筒井氏が代官所として設置した中坊屋敷の役割、豊臣政権による屋敷の利用、関ヶ原後に移転された中坊屋敷が奈良奉行所として機能していく経緯を、絵図や発掘の成果を取り入れながら論じている。第五章は、国奉行大久保長安の下代であった奈良奉行衆が、春日若宮祭礼・興福寺の薪能の執行に直面している姿を検討し、また下代衆の存在形態にも言及して、初期徳川政権が興福寺・春日社と対峙し支配を確立させていく姿を描いている。

第二部は五章からなり、大久保長安死去後の慶長末期に興福寺衆徒から筒井氏

の代官となった中坊秀政が奈良代官に起用され、そのち奈良奉行が確立する過程を、幕府の上方支配の特徴と関連づけて宝永期までを検討し、あわせて奈良奉行所の空間の変化を論じている。第一章では、奈良代官に着任した中坊秀政が坂陣の後方支援に活躍し、大久保長安配下の代官とともに畿内の経済構造の変化に対応しながら年貢換銀・材木供給などの役割を果たし、寛永期には八人衆体制のなかで支配経路が明確となり、世襲した中坊時祐が奈良奉行の機能を確立していく姿を論じている。第二章は、寛永・慶安期を中心に、幕府の上方支配を担った八人衆の下に位置づけられた奈良奉行が、八人衆の小堀政一らとともに内裏の造営などに関わり、また大和の寺社出入の審理や裁許を行う姿を具体的に検討している。第三章では、八人衆体制が消滅していく寛文・延宝期に、中坊氏が奈良奉行の世襲を止められるとともに、奈良奉行として江戸から旗本が赴任するようになり、次第に幕府の官僚制的機構に組み込まれていく姿を分析している。またこの時期に成立した京都町奉行とともに、奈良奉行が幕府の畿内支配体制に位置

づけられていく様相を、寺社境内の治安機能などを中心に考察している。第四章は、元禄・宝永期の奈良奉行の機能を裁判の出入筋・吟味筋の検討により、この時期に個別領主権を超えた裁判権・警察権が拡大したことを指摘し、奈良奉行の常駐態勢や人員の増減に触れ、幕政のなかに特徴に位置づけている。第五章では、奈良奉行所の絵図と建物の構造の分析から空間の変化を概観し、奉行所の機能や町支配のあり方を論じている。

第三部は、奈良奉行所の春日若宮祭礼への関わり、大和宇陀松山藩との関係、奉行所の触伝達システム、奈良町人の勘当・旧離・帳外に対する奉行所の対応の変化など、奈良奉行所の機能の諸相から広域支配の特色を論じる。第一章は、近世に幕府によって官祭化した春日若宮祭礼の執行を詳細に検討し、国役として大和一国に賦課された祭礼の入用や人員の提供、祭礼の執行、その後の注進などに奈良奉行が関わった姿を分析し、奈良奉行の広域支配の様相や「公共的機能」の問題を論じている。第二章では、近世前期の宇陀松山藩織田氏への触伝達の諸相

から、奈良奉行の広域支配の性格を指摘している。第三章は、寺社・奈良町・諸郡への触伝達の範囲や経路を検討し、大坂町奉行所や京都町奉行所との差を指摘している。第四章は、奈良町の勘当・旧離・帳外といった人別に関わる諸届について、寛文期と近世後期の差異を分析しながら、手続きの変更を幕政の展開と関連づけ、奈良奉行の広域支配の性格にも触れている。

終章は、近世初期から元禄期までの幕府による大和支配の推移を概観し、春日若宮祭礼と国役・触伝達の機能に注目しながら、大和国の中で奈良奉行の権限や機能が展開する過程と広域支配のあり方に奈良奉行の特徴を論じ、課題として近世後期の奈良奉行の検討、京都町奉行との関係、個別領主や寺社と奈良奉行との関係などの解明を掲げている。

論文審査の結果の要旨

奈良奉行は江戸幕府の遠国奉行職制中、最も注目されない職掌の一つである。しかし近世の大和は、古代中世以来の大寺社の伝統と諸藩の支配が錯綜した極めて特徴のある地域であり、そこに江戸幕府が設置した奈良奉行を解明することは、大寺社の伝統に対する幕府の政策や、畿内非領国論など、近世国家を考える上で多様な問題を提起する。

本論文は、第一部「初期徳川政権と奈良地域」で寺社領寄進や奈良の屋地子免許、正倉院修理・春日社造替などを通じて、地域の諸勢力と徳川政権の対応を、国奉行大久保長安の下代らの動向などから位置づける。第二部「奈良奉行の成立と展開」では、中坊秀政以来の奈良奉行について、近世前期の幕政と大和地域の動向を詳細に検討するとともに、その確立過程を一八世紀初めまで考察し、ことに元禄期の幕政と関係させ、この時期に奈良奉行が確立したと論じている。第三

部「奈良奉行支配の諸相」は、春日若宮祭礼の国役、支配が錯綜した大和の諸藩と奈良奉行との関係について宇陀松山藩を事例に分析するなど、奈良奉行の広域的支配の様相や「公共的機能」の問題を検討している。全体として、奈良奉行が、近世前期に幕府の政策を推進しながら地域の円滑な支配や運営に苦慮し、一方で幕府の機構に位置付けられていく姿を、近世の大和の特徴と重ね合わせて叙述している。

本書の成果は三つに大別される。第一に、奈良奉行の確立過程を近世初期から元禄期まで幕府の上方支配の特質に位置づけながら解明したことである。本論文は、豊臣政権が大和における中世以来の強大な寺社勢力を強圧的に抑制したのに対し、徳川政権は地域の発展に応じた柔軟な政策で寺社や町を支配したという視点をもち、権力確立の過程で正倉院の修理、春日社の造替、春日若宮祭の官祭化などによって幕府の存在を示したとする。これらの政策を執行した大久保長安に関する研究は貴重である。彼については初期徳川氏の財政、関東の村落支配や新

田開発、五街道整備、佐渡金山・生野銀山開発などさまざまな分野で考察が進んでいるが、畿内支配ことに大和支配の実態が本書によって解明された。また寛永・寛文・元禄期の幕政、なかんずく上方支配の確立過程に奈良奉行の形成過程を位置づけた考察は、高く評価できる。

第二に、大和の地域的な特徴として、興福寺など寺社勢力の存在と、幕領・寺社領・小藩などが分立する錯綜した支配と捉え、奈良奉行の考察に関連づけたことである。ただし、古くから主張されている畿内非領国論に本論文は距離を置き、大和に次第に広域的な支配形態が成立するのは元禄期以降としている。地域的な特徴を、徳川政権の寺社領安堵、春日若宮祭の執行と祭礼の費用を大和一国に賦課した実態などから論じている。近世史研究において、全国の地域類型を考える上で畿内非領国論が古くから重要視され、近年も畿内の地域類例を考える議論が高まりつつあるが、畿内に特徴的にみられる伝統的な寺社勢力の影響を具体的に考慮した主張は少ない。この議論を高める上でも貴重な成果といえる。あわせて、

奈良奉行所の絵図や近年の発掘成果を使用し、近世初期の徳川政権の築城プランに位置付け、建物や空間の変化を考察した成果も注目される。

第三に、奈良奉行の権限として個別領主の権限を超えた大和の広域的支配を主張しており、元禄期にこれが実現していく時期を奈良奉行の確立に位置づけていることである。畿内において大坂町奉行などの広域的支配を論じた研究はあるが、大和や奈良奉行の事例は少なく、畿内の研究に新たな事例と視点が加わったといえる。

以上の成果とともに、いくつかの課題や問題点も存する。ひとつは近世における寺社の動向や展開を論じておらず、また奈良奉行の管轄化にあった奈良の町の特徴や発展のあり方を近世初期以外では言及していないことである。奈良町の住民構造や自治の展開は奈良奉行の支配にとって大きな問題となる。本論文では奈良町の勘当や旧離、治安の問題に触れているとはいえ、その視点は史料論的な文書の形式や機能であり、都市論や自治の問題ではない。また奈良奉行の職掌の概

要や奈良町支配の構造にもあまり触れておらず、奈良奉行研究としては隔靴搔痒の感がないわけでもない。

しかし、本論文の著者は史料を博搜し、すでに『奈良内侍町諸事記録控』『奈良奉行所記録』などの史料集を上梓して、近世の奈良町・奈良奉行研究の水準を創っており、本論文に使用している史料もよく吟味された確実なものである。本論文は、実証的な考察により、奈良奉行の確立過程を近世前期の幕政と畿内支配の展開に位置づけ、従来研究の少なかった近世大和の広域的な支配の実態を明らかにし、さらに春日若宮祭礼などと併せて考察を加え大和の地域的特色を解明するなどの成果を上げ、今後の研究に大きな指針を示している。

よって本論文の提出者大宮守友は、博士（歴史学）の学位を授与されるべき十分な資格があると認めらる。

平成二十二年十月十七日

主査 國學院大學教授 根岸茂夫 印

副査 國學院大學教授 上山和雄 印

副査 東京大学史料編纂所教授 佐藤孝之 印